

公共施設における自動販売機設置者の募集について

四国中央市では、下記の公共施設に清涼飲料水の自動販売機を設置する者を一般競争入札(以下「入札」という。)により決定する。

入札の参加希望者は、次に定める入札実施要領に基づき申し込むこと。

1 設置施設等

(1) 施設の名称 四国中央市消防防災センター

(2) 所在地 四国中央市中曾根町 500 番地

(3) 貸付物件

物件番号	区分	設置場所	設置台数	貸付面積	入札書比較価格（税抜）
0701	建物	1階ロビー	1台	1.0 m ²	158,835 円
0702	建物	1階車庫	1台	1.0 m ²	158,835 円

(4) 貸付期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

(5) 貸付料

一般競争入札の実施により、市が設定する入札書比較価格以上の落札価格に100分の10を乗じて得た額を落札価格に加算して得た額(当該額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)を貸付料とする。なお、貸付料は、別途発行する納入通知書により年度ごとに指定する期日までに納入すること。

(6) 担当部署 消防本部警防課 (担当者: 佐々木 電話番号 0896-28-6935)

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、市内に住所を有する個人又は市内に本店、支店若しくは営業所を有する法人とする。ただし、次に掲げる要件を全て満たす必要がある。

(1) 市税の滞納がないこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項各号に規定する者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号に規定する者でないこと。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体又はその関係者でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てがされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てがされていない者であること。

3 貸付条件

(1) 必要経費等

- ア 自動販売機に係る設置、維持管理及び撤去に要する経費は、設置者の負担とする。
- イ 電気料金は、1台当たり月額5,000円を負担すること。なお、省エネタイプの自動販売機設置に係る電気料金は、1台当たり月額2,500円を負担すること。
- ウ 電気料金は、別途発行する納入通知書により毎年度4月分から9月分まで及び10月分から3月分までをそれぞれ指定する期日までに納入すること。

(2) 災害時における飲料水の無償提供

設置する自動販売機は、災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に市が飲料の提供を必要と判断した場合は、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。

(3) 遵守事項

ア 設置について

- (ア) 自動販売機は、貸付面積を超えない規格のものを設置すること。
- (イ) 日本産業規格（JIS）の据付基準又は清涼飲料自販機協議会の自動販売機据付基準を遵守して設置し、転倒防止措置を講じること。
- (ウ) 設置する自動販売機には、管理者の名称及び連絡先を明記すること。
- (エ) 設置する自動販売機は、現在発行されている銀行券及び貨幣に対応するものであること。

イ 維持管理について

- (ア) 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (イ) 四国中央市快適で美しいまちづくりの推進に関する条例（平成27年四国中央市条例第32号）第10条の規定を遵守すること。
- (ウ) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置者の責任において迅速に対応すること。
- (エ) 販売品目は、清涼飲料水（乳飲料を含む。）とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。また、自動販売機の設置が施設利用者の利便の向上を目的とし、かつ、設置により得た収益を施設利用者に還元させる目的で市場価格と比べ低廉な価格で販売することを心がけること。
- (オ) 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、施設管理者と協議し、その指示に従うこと。

ウ 撤去について

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、貸付物件を原状に回復し、市の確認を受けること。

エ その他

- (ア) 関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。
- (イ) 貸付物件の用途は、自動販売機の設置場所として指定するため、それを遵守すること。
- (ウ) 設置者は、自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

4 入札参加手続等

入札参加希望者は、入札を実施するに当たり、事前に参加資格を確認するため、次の期間までに関係書類を添えて申し込むこと。なお、申込みは、物件ごとに行うこと。

(1) 申込受付期間

令和8年1月29日（木）から2月19日（木）までとし、四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項各号に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出先

四国中央市消防本部警防課（四国中央市消防防災センター4階）

(3) 提出方法

持参の上、提出すること。なお、郵送、電話、FAX又はEメールによる受付は、行わない。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）

イ 誓約書

ウ 住民票の写し（法人の場合は、履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本）

エ 市税の未納がないことの証明書

オ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

注意事項

（ア）申込書及び誓約書は、四国中央市公式ホームページからダウンロードを行うか、消防本部警防課に備え付けてあるものを入手すること。

（イ）各種証明書は、発行日から3月以内のものを提出すること。

（ウ）申込みに係る費用は、申込者の負担とする。

（エ）提出書類に虚偽の記載がある場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

（オ）提出された書類等は、返却しない。

(5) 入札参加者の決定

提出された書類の審査を行い、必要な資格を満たしている場合に限り入札に参加することができる。なお、入札参加資格を認めたときは、一般競争入札参加資格確認書（以下「確認書」という。）を交付する。

5 入札の実施

(1) 入札日時等

ア 入札日時 令和8年3月2日（月）午後1時30分

受付は、午後1時から行う。

イ 入札会場 四国中央市消防防災センター4階401会議室

ウ 注意事項

（ア）入札会場は、入札開始時間と同時に閉鎖し、それ以降の入場は認めない。

（イ）確認書を忘れた者は、入札に参加できない。

（ウ）入札参加者以外は、入札会場に入室できない。

（エ）代理人は、委任状を忘れた場合は、入札に参加できない。

(オ) 郵送による入札書は、受理できない。

(2) 入札時に持参するもの

ア 確認書

イ 入札書及び封筒

ウ 筆記用具

エ 印鑑

オ 委任状（代理人が入札する場合に限る。）

注意事項

(ア) 入札書及び委任状は、四国中央市公式ホームページからダウンロードを行うか、消防本部警防課に備え付けてあるものを入手すること。

(イ) 筆記用具は、ボールペン又は万年筆等を持参すること。

(ウ) 印鑑は、申込書に押印した実印を持参すること。また、代理人が入札する場合は、代理人の印鑑を持参すること。

(3) 入札の方法

入札は、1物件ごとに行う。

(4) 入札金額

入札書に記載する入札金額は、1物件当たりの5年間分の貸付料の額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

(5) 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

(6) 入札の注意事項

ア 入札書は、所定の様式を使用すること。

イ 入札書に押印する際は、申込書に押印した印鑑を使用すること。なお、入札を代理人に行わせる場合は、委任状の代理人欄に押印されている印鑑を使用すること。

ウ 入札書を封筒に入れ、入札書用封筒であること、四国中央市長宛てである旨の宛名、物件番号、施設の名称、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に明記すること。

エ 入札書には、入札金額等を明確かつ明瞭に記載し、鮮明に押印すること。（鉛筆及びシャープペンシルの使用は、不可とする。）

オ 代理人が入札を行う場合は、委任状を提出すること。

カ 脱字等を加除し、又は誤字を訂正した場合は、その箇所又は付近に押印すること。ただし、金額の訂正は、不可とする。

キ 提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを行うことはできない。

ク 入札金額は、アラビア数字を使用すること。

ケ 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等により、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させない、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

コ 災害その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

6 落札者の決定及び落札後の手続

(1) 落札者の決定

落札者の決定は、開札後直ちに入札会場で行う。落札額は、入札書比較価格を最低落札価格とし、入札者が複数ある場合はその中の最高入札額をもって落札者とする。また、入札は、1回のみ行い、同額の場合は抽選により決定する。なお、次のいずれかに該当する入札は、無効となる。

- ア 参加資格のない者又は参加資格を喪失した者のした入札
- イ 委任状を提出せずに代理人のした入札
- ウ 所定の様式によらない入札
- エ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示を行った入札
- オ 入札書記載の金額、氏名又は印影が認知し難い入札
- カ 記名押印がない入札
- キ 金額を訂正した入札
- ク 郵送による入札
- ケ 入札書比較価格未満の金額でした入札
- コ 入札者の連合により入札した入札
- サ 不正の行為があった入札

(2) 落札者の公表

落札者の決定後、四国中央市公式ホームページで落札者名、落札金額及び入札参加者数を公表する。

(3) 契約形態

当該契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づくものとする。

(4) 契約の締結

- ア 契約においては、事前に内容確認を行うこと。
- イ 契約額は、落札価格に100分の10を乗じて得た額を落札価格に加算して得た額（当該額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。
- ウ 落札者は、賃貸借契約書2部に記名押印し、提出すること。
- エ 落札者が契約を締結しない場合（市が指定する期日までに賃貸借契約書が提出されない場合を含む。）は、当該落札の効力を失う。
- オ 契約締結に要する一切の経費は、落札者の負担とする。
- カ 電気料金等の算定に必要となるため、設置する自動販売機の寸法及び消費電力が分かるカタログ等の資料を提出すること。

(5) 契約保証金

契約保証金は、免除とする。

7 その他

- (1) 設置場所の現地確認が必要な場合は、8の問合せ先まで連絡すること。
- (2) 本公告に定めのない事項は、四国中央市契約規則（平成16年四国中央市規則第50号）その他関係法令及び賃貸借契約書の定めるところによる。

8 問合せ先

四国中央市消防本部警防課

電話番号：0896-28-6935

FAX番号：0896-23-6614

Eメールアドレス：f_s.soumu@city.shikokuchuo.ehime.jp